

必ず、お読みください！

以下の注意事項をよくご覧になり、十分ご注意ください。

- ☆ 任意継続被保険者の資格は、保険料をご自分で、納付書に記載された納付期限日（通常は当月10日、前納は前月末）までに納付することで継続します。納付期限を過ぎて保険料を納入しても資格を継続することはできません。

※「ついうっかりして……」期日までに保険料を納めなかった場合、資格はなくなります。

- ☆ 次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

1. 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
2. 死亡したとき
3. 保険料を指定された納付期日までに納めないとき
4. 再就職して、他の健康保険等の被保険者となったとき
5. 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
6. 任意継続被保険者でなくなることを申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到達したとき

このような場合は、健保組合業務課（03-3291-4530）まで速やかにご連絡ください。

- ☆ 保険料は事業所の資格喪失（退職）時の標準報酬月額により決まります。住民税のように毎年の所得により見直されることはありません。

※ 国民健康保険は住民税に連動しますので、保険料は毎年見直しされます。そのため、国民健康保険のほうが保険料が安くなっていることもあります。

- ☆ 任意継続被保険者の標準報酬月額は、組合全体の標準報酬月額の平均が上限となります。

- ☆ 被保険者が資格を喪失したときは、被扶養者も同時に資格がなくなりますので資格を喪失した際は、直ちに全員分の資格確認書等を組合に返納してください。

※ 喪失後に資格確認書等を使って診療を受けた場合は、無資格診療となるため医療費を返還していただくことになります。

- ☆ 保険料の納付書は、申込時にあらかじめお渡しします。また、前納希望の場合は期日前にご案内しますので、組合からの通知は必ずご覧ください。

- ☆ 資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合（※）は「☐ 発行が必要」に✓を入れてください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申請した方、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

納付書が見当たらないなどの場合は、健保組合業務課（03-3291-4530）までご連絡ください。